

第52期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年 3月 27日（木曜日）

午前 10 時（受付開始：午前 9 時）

場所

東京都港区台場二丁目 6 番 1 号
グランドニッコー東京 台場
地下 1 階 パレロワイヤル

議案

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件
第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

目 次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	33
■ 計算書類	36
■ 監査報告	39

本年の定時株主総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産のご用意及び軽食のご提供は行いませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

証券コード6425
2025年3月12日

株主各位

東京都江東区有明三丁目7番26号
有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表取締役社長 岡田知裕

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.universal-777.com>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニュー（または画面右上三本の水平線アイコン）より「企業・IR」、「投資家情報」、「IR資料室」を順に選択いただき、「株主総会」欄よりご確認ください。)

【株主総会資料掲載用ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6425/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユニバーサルエンターテインメント」または「コード」に当社証券コード「6425」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権行使することができますので、お手数をおかけいたしますが、株主総会参考書類（5～12頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に記載の方法により、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号

グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレオワイヤル

3. 目的事項

報告事項

- 第52期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第52期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以上

◎ご来場の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第25条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

なお、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部です。

また、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

*議決権行使書用紙はイメージです。

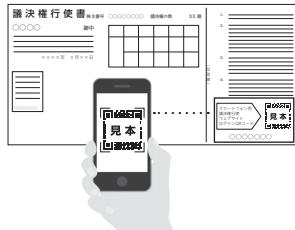
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

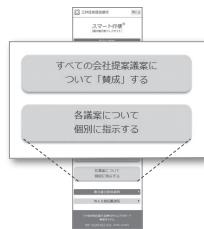
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おか だともひろ 岡田知裕 (1967年9月1日生)	1991年4月 当社 入社 1995年6月 当社 取締役 1995年8月 当社 取締役経営企画室長 1997年8月 当社 取締役開発本部付 1999年6月 当社 取締役管理本部長 2000年6月 当社 取締役IR広報室長 2007年7月 Aruze USA, Inc. 取締役 2008年6月 当社 取締役 2015年6月 当社 取締役退任 2024年8月 Okada Holdings Limited 董事（現任） 2024年9月 当社 代表取締役社長（現任） [当社における地位及び担当] 代表取締役社長、経営全般 [重要な兼職の状況] Okada Holdings Limited 董事	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	※ 庄子善行 (1954年12月12日生)	<p>1979年4月 いすゞ自動車(株) 入社</p> <p>2001年10月 当社 入社 法務室長</p> <p>2002年3月 当社 総合企画室部長</p> <p>2002年6月 当社 法務・海外事業管理室長</p> <p>2003年6月 当社 法務室長</p> <p>2003年12月 当社 海外事業室長 兼 法務室長</p> <p>2004年6月 当社 海外事業室長</p> <p>2005年4月 当社 海外法務・コンプライアンス部長</p> <p>2005年8月 当社 総合企画室部長</p> <p>2006年12月 当社 再入社 ゲーミングコンプライアンス室長</p> <p>2007年1月 当社 執行役員 ゲーミングコンプライアンス室長</p> <p>2008年6月 当社 ゲーミングコンプライアンス室長</p> <p>2019年3月 当社 再々入社 ゲーミングコンプライアンス室長</p> <p>2021年4月 当社 ゲーミングコンプライアンス室長 兼 内部監査室長</p> <p>2024年11月 当社 常務執行役員 ゲーミングコンプライアンス室長 兼 内部監査室長（現任）</p> <p>[当社における地位及び担当] 常務執行役員 ゲーミングコンプライアンス室長 兼 内部監査室長</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	みや なが まさ よし 宮 永 雅 好 (1958年6月3日生)	<p>1981年4月 (株)日本債券信用銀行 (現(株)あおぞら銀行) 入行</p> <p>1990年2月 (株)日債銀投資顧問 出向</p> <p>1991年10月 Nippon Credit Gartmore Ltd. (UK) 出向</p> <p>1995年4月 (株)シユローダー・インベストメント・マネジメント (現シユローダー・インベストメント・マネジメント(株)) 運用部部長</p> <p>2000年4月 同社 取締役</p> <p>2001年1月 プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン(株) (現PGIMジャパン(株)) 株式担当チーフ・インベストメント・オフィサー (CIO)</p> <p>2003年11月 アイ・アール・ビー(株) (現(株)ファルコン・コンサルティング) 共同代表パートナー</p> <p>2011年11月 同社 代表取締役</p> <p>2017年4月 東京理科大学大学院イノベーション研究科 (現経営学研究科) 教授</p> <p>2017年6月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2023年4月 中央大学ビジネススクール 特任教授 (現任)</p> <p>2023年6月 エステー(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年6月 第一工業製薬(株) 社外監査役 (現任)</p> <p>[当社における地位及び担当] 社外取締役 [重要な兼職の状況] 中央大学ビジネススクール 特任教授</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	みやうちひろし 宮内 宏 (1960年9月22日生)	<p>1985年4月 日本電気(株) 入社</p> <p>2008年12月 弁護士登録</p> <p>2008年12月 ひかり総合法律事務所 入所</p> <p>2011年5月 宮内宏法律事務所 (現 宮内・水町IT法律事務所) 設立 代表弁護士(現任)</p> <p>2015年7月 VALUENEX(株) 社外監査役(現任)</p> <p>2017年4月 長崎県立大学 非常勤講師</p> <p>2018年4月 法政大学 非常勤講師(現任)</p> <p>2023年3月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>[当社における地位及び担当] 社外取締役 [重要な兼職の状況] 宮内・水町IT法律事務所 代表弁護士</p>	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者岡田知裕氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社であるOkada Holdings Limitedにおける業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
3. 岡田知裕氏以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者宮永雅好氏及び宮内宏氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 宮永雅好氏は、経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営監督機能をさらに強化するため、尽力いただくことを期待します。
 - (2) 宮内宏氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士及びIT専門家としての豊富な経験と専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営監督機能をさらに強化するため、尽力いただくことを期待します。
 - (3) 宮永雅好氏の当社社外取締役就任時期は、2017年6月であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、7年9ヶ月となります。
 - (4) 宮内宏氏の当社社外取締役就任時期は、2023年3月であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、2年となります。
 - (5) 当社は、現在、社外取締役の宮永雅好氏及び宮内宏氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額

のいずれか高い額としております。ただし、責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。取締役候補者宮永雅好氏及び宮内宏氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定です。

- (6) 当社は、宮永雅好氏及び宮内宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。
 - (7) 過去5年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応については、該当事項はありません。
6. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2 第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを約する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ③ 補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。各取締役候補者の再任が承認された場合、当社は各氏との当該補償契約を継続する予定です。また、新任の取締役候補者庄子善行氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険期間が満了した場合、当該役員等賠償責任保険契約を更新する予定です。各取締役候補者の再任または選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

第2号議案 監査役1名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査役を増員するため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ おくだくにのぶ 奥田都修 (1972年5月17日生)	2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所 2018年1月 おくだ会計税務事務所開所代表（現任） 2020年11月 (株)アクシージア 社外監査役（現任） [重要な兼職の状況] おくだ会計税務事務所 代表	—

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 監査役候補者奥田都修氏は、当社との間で、間接的に取引関係はありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者奥田都修氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 奥田都修氏につきましては、公認会計士・税理士の資格を有し、かつ大手監査法人においての会計監査業務、株式公開支援業務、トランザクションサービス業務に従事するなど豊富な経験と会計に関する専門的知見を備えており、当社の経営への監視機能をさらに強化するため、社外監査役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営への監視機能をさらに強化するため、尽力いただくことを期待します。
 - (2) 当社は、現任の監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。ただし、責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は奥田都修氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - (3) 奥田都修氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
 - (4) 過去5年間において他の会社の役員在任中に不正な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応については、該当事項はありません。

5. 当社は、現任の監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを約する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ③ 補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認された場合、当社は奥田都修氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険期間が満了した場合、当該役員等賠償責任保険契約を更新する予定です。本議案が原案どおり承認された場合、奥田都修氏も監査役として、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(ご参考)

第1号議案及び第2号議案が承認された場合の役員構成及びスキル・マトリックス

氏名	属性	経験・専門性								
		経営	遊技機事業	IR事業	ガバナンス	法務コンプライアンス	会計・財務	人事	IT技術研究開発	国際性
取締役 岡田知裕	再任	●	●		●				●	
取締役 庄子善行	新任	●	●	●	●	●		●		●
取締役 宮永雅好	再任 (独立社外)	●			●	●	●			●
取締役 宮内宏	再任 (独立社外)	●			●	●	●		●	●
監査役 矢澤豊	(独立社外)	●			●	●				●
監査役 鈴木誠	(独立社外)	●			●		●			
監査役 金子彰良	(独立社外)					●	●		●	
監査役 奥田都修	新任 (独立社外)				●	●	●			

(注) 1. 上記の一覧表に掲げたスキルは、各人が有する全てのスキル・専門性を表すものではありません。

2. 常勤監査役は、本総会終了後の監査役会において決定する予定です。

以上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、個人消費やインバウンド需要の増加により緩やかな回復基調となりました。一方で、国際情勢の動向、原材料価格や資源価格の高騰、物価の上昇、大幅な為替変動等が国内外の経済活動に与える影響が懸念され、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

こうした環境の中で遊技機事業では、下期にかけ主要タイトルを複数集中して市場投入する戦略に基づき販売を行ってまいりましたが、当社グループ製品の型式試験適合率の低迷により、新機種販売に期ずれが生じました。そのため、下期において49,106台の販売に留まり、当連結会計年度のパチスロ・パチンコ機総販売台数は92,150台となりました。統合型リゾート(IR)事業においては、フィリピンのカジノマーケット全体でVIP客数の落ち込みが続き、業績は年間を通じて前年を下回りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は126,328百万円（前期比 29.4%減）となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費について、オカダ・マニラにおける人件費の増加もあり、3,024百万円（前期比 90.1%減）となりました。加えて、前期同様円安ドル高の進行による為替差益の計上があった一方、前期にありました賃貸借契約解約益・リース解約益といった多額の営業外収益はなかったこともあり、経常損失は5,599百万円（前期 経常利益 38,080百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は15,569百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純利益 28,439百万円）となりました。なお、事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

【遊技機事業】

当連結会計年度における遊技機事業の売上高は43,504百万円（前期比 46.3%減）、営業利益は7,312百万円（前期比 69.6%減）となりました。

遊技機業界では、スマートパチスロが継続的に市場に導入され、パチンコホールの期待に応える好調な稼働を維持しており、パチスロ機の市場環境は良好です。パチンコ市場にはゲーム性の幅が広がったラッキートリガー搭載機やスマートパチンコが普及し始め、一定の評価を得るヒッ

ト機種も出てきており、市場環境の活性化に期待が持てる状況となりました。

かかる状況下で当社は、パチンコホールから高評価を得ている沖ドキ！シリーズから、『沖ドキ！BLACK』、新規則6.6号機に対応した『沖ドキ！ゴージャス』、株式会社カプコンとの業務提携による遊技機『スマスロ 鬼武者3』、パチンコ機においては、『Pメイドインアビス 虹の黄金城』、ラッキートリガー搭載機『Pドラムだ！金ドン花火外伝』等の販売を行いました。

【統合型リゾート(IR)事業】

当連結会計年度における統合型リゾート(IR)事業の売上高⁽¹⁾は81,981百万円（前期比 15.4% 減）、営業利益は2,871百万円（前期比 80.0% 減）となりました。また、調整後EBITDA⁽²⁾は19,560百万円（前期比 34.8% 減）となりました。

当社グループが運営する統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」では、年間を通じて前年を下回る業績となりました。ゲーミング事業においては、施設への来訪者は前年に比べて増加しましたが、フィリピンのカジノマーケット全体がジャンケット⁽³⁾ビジネスの停滞に直面する中で、オカダ・マニラにおいても年間を通じてVIP客数の落ち込みが続きました。スマーケット、ゲーミングマシンの売上高については、コロナ禍前のピークであった2019年と比べて着実に伸びてはいるものの、コロナ禍後の反動需要があった前年を下回りました。ホテル・飲食事業においては、顧客数、売上高ともに堅調に推移しております。

- (1) 売上高は、総売上高からゲーミング税及びジャックポット費用を控除したもの
- (2) 調整後EBITDA = 営業損益 + 減価償却費 + その他の調整項目
- (3) ジャンケットとは、世界各国のVIPをカジノに誘客し、移動や食事等の世話をする仲介業者のこと

【その他】

当連結会計年度におけるその他の売上高は476百万円（前期比 42.7% 減）、営業利益は349百万円（前期比 22.4% 増）となりました。

メディアコンテンツ事業においては、『スマスロ劇場版 魔法少女まどか☆マギカ[前編]始まりの物語／[後編]永遠の物語f-フォルテ-』『ニューゲッターマウス』『沖ドキ！BLACK』のシミュレーターアプリをApp Store・Google Playにて配信しました。月額制サービスの「ユニバ王国」及び基本プレイ無料のソーシャルカジノゲーム「スロットストリート」では、ゲーム内イベントを常時開催し、ユーザーの新規獲得と満足度向上に努めています。楽曲配信においては、主要サイトApple Music・Spotify・YouTube Musicをはじめとする24サイトへ8タイトルを提供いたしました。

【当社グループの売上高内訳】

単位：百万円

事業別名称	第51期 2023年度	第52期 2024年度	増減額	増減率
遊技機事業	80,980	43,504	△37,475	△46.3%
統合型リゾート（IR）事業	96,947	81,981	△14,966	△15.4%
その他の	831	476	△354	△42.7%
合計	178,759	125,963	△52,796	△29.5%

(注) 上記、当社グループの売上高内訳については、開示上のセグメント間の取引を相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、フィリピンでのカジノリゾートプロジェクトに係る建設工事等のため、35億円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが行った資金調達のうち主要なものは、当社における私募債の発行による628億円、連結子会社 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.における長期借入金による608億円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第49期 (2021年度)	第50期 (2022年度)	第51期 (2023年度)	第52期 (2024年度)
売上高(百万円)	90,435	140,998	178,995	126,328
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△2,508	13,933	38,080	△5,599
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰(百万円) 属する当期純損失(△)	△19,052	11,506	28,439	△15,569
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△245.88	148.50	367.04	△200.92
総資産(百万円)	572,381	596,177	628,006	632,795
純資産(百万円)	338,919	349,315	388,388	369,731

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

名称	資本金	当社に対する 出資比率	主要な事業内容
Okada Holdings Limited	9,362,968千HK\$	70.2%	有価証券投資等

(注) 当社は、自己株式2,704,096株を保有しておりますが、出資比率は自己株式2,704,096株を控除して計算しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との間の取引として配当金の支払いを行っており、当該取引については、当社の取締役会も把握した上で、親会社から独立し、最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

また、当社の利益を害さないかの判断につき、社外取締役の意見が異なることもありません。

③ 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) メー シ 一	20百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) エ レ コ	10百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ミ ズ ホ	10百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ア ク ロ ス	5百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ユニバーサルプロス	5百万円	100.0 %	遊技機器の製造
TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.	8,699,745千PHP	99.9 %	カジノリゾート事業
Tiger Resort Asia Limited	14,638,663千HK \$	100.0 %	海外事業の推進
Brontia Limited	1,280,191千HK \$	100.0 %	土地保有会社への投資
Aruze USA, Inc.	10US \$	100.0 %	投資管理事業、カジノ機器ライセンス管理
ARUZE Investment Co.,Ltd.	4,000千Riels	49.0 %	観光関連
UE RESORTS INTERNATIONAL, INC.	12,501千PHP	99.9 %	カジノリゾート事業

- (注) 1. ARUZE Investment Co.,Ltd.に対する出資比率は、当社の子会社であるAruze USA, Inc.による出資比率であります。
2. TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.、Brontia Limited 及びUE RESORTS INTERNATIONAL, INC.に対する出資比率は、当社の子会社であるTiger Resort Asia Limitedによる出資比率であります。

(4) 対処すべき課題

①遊技機事業

遊技機業界では、スマートパチスロの好調な稼働により景況の改善が進んでおりますが、少子化やレジャーの多様化に伴う遊技人口の減少がパチンコホールの集客や稼働の低下を招き、経営環境は依然として厳しい状況です。当社は、独自性のある魅力的な遊技機創出と生産体制の活用をもって、引き続きパチンコホール経営への貢献度が高い遊技機を提供することで、販売シェアの向上を図り、市場の活性化に努めてまいります。

②特許戦略

かねてから当社グループは、知的財産の創出と保護の重要性を認識し、特許申請書類の標準化などによって、より多くの優れた発明の権利化のための仕組み作りを進めてまいりました。また、それぞれの発明を技術分野ごとに取りまとめて出願する体制を確立することにより、申請書類の内容を充実させ、出願数に対する登録数の割合の向上を図ってまいりました。当社が取得した特許及び特許出願中の技術は、他社と比較しても極めて有効で実利的な内容であり、これらを最大限自社製品の開発に活かし、製品付加価値を向上させることで、他社製品と技術面での差別化を図り、当社グループの事業における優位性を確保してまいります。さらに、特許ライセンス収入の確保を目的とした、特許活用戦略及び権利侵害に対する権利行使を強力に推進してまいります。

③統合型リゾート(IR)事業

当社グループが運営する統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」は、最高級のホテル、世界各国の料理を提供するファインダイニング、高級商業施設、世界最大級のマルチカラーの演出による噴水「ザ・ファウンテン」、ビーチクラブを有する全天候ドーム型施設「コープ・マニラ」等の施設を完備しており、国内外からのすべてのお客様にご満足いただける最高級の“非日常”を提供し続けることを目指しております。また、顧客層に合わせたゲーミングフロアの拡充とレストランやリテイルの整備により、来場者数、宿泊者数の増大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

主要事業	主要製品・事業内容
遊技機事業	パチスロ・パチンコ及び周辺機器等の研究、開発、製造及び販売事業
統合型リゾート(IR)事業	カジノ、ホテル、飲食、リテイル&リーシング、エンターテインメント及び不動産開発等の事業
その他の	メディアコンテンツ事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

・本社 東京都江東区

・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道営業所	北海道札幌市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	金沢営業所	石川県金沢市
仙台営業所	宮城県仙台市	大阪営業所	大阪府大阪市
北関東営業所	栃木県宇都宮市	神戸営業所	兵庫県神戸市
新潟営業所	新潟県新潟市	岡山営業所	岡山県岡山市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市	広島営業所	広島県広島市
東京営業所	東京都江東区	四国営業所	愛媛県松山市
横浜営業所	神奈川県横浜市	九州営業所	福岡県福岡市
静岡営業所	静岡県静岡市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市

・工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
四街道工場	千葉県四街道市	小山工場	栃木県小山市

② 子会社
(国内)

社名	所在地
(株) メー シ 一	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) エ レ コ	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) ミ ズ ホ	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) ア ク ロ ス	本社：東京都江東区 工場：栃木県小山市
(株) ユニバーサルプロス	本社：東京都江東区 工場：栃木県小山市

(海外)

社名	所在地
TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.	フィリピン
Tiger Resort Asia Limited	中国（香港）
Brontia Limited	中国（香港）
Aruze USA, Inc.	アメリカ
ARUZE Investment Co.,Ltd.	カンボジア
UE RESORTS INTERNATIONAL, INC.	フィリピン

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
遊技機事業	818名	3名増
統合型リゾート(IR)事業	6,420名	441名増
その他の	10名	5名減
全社（共通）	189名	15名増
合計	7,437名	454名増

(注) 使用人数には役員、契約社員、派遣社員、パート及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
998名	14名増	44歳4ヶ月	12年6ヶ月

(注) 使用人数には役員、契約社員、派遣社員、パート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
China Banking Corporation	63,101百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

〔岡田和生氏に対する責任追及等〕

2017年8月30日に開示した特別調査委員会の調査結果を受けて、当社グループは、民事責任及び刑事責任の両面から、岡田和生氏に対する責任追及を進めています。

民事責任の追及に関しては、当社及び当子会社は、当社グループが岡田和生氏の不正行為により被った損害の回復を図ることを目的として、岡田和生氏を被告とする損害賠償請求訴訟を国内外の裁判所に提起しました。このうち国内及び韓国で提起した訴訟については、当社の岡田和生氏に対する損害賠償請求を認める判決が言い渡され、既に確定しています。香港における民事訴訟は、現在も係属中です。

また、刑事責任の追及に関して、当社グループは、香港、韓国及びフィリピンの捜査当局に対する刑事告訴、刑事告発等を行っております。

当社グループは、今後も、各国の捜査当局の捜査に必要な協力をを行うとともに、引き続き、岡田和生氏に対し、毅然とした対応を採ってまいります。

〔TRLEIIに関する事項〕

2022年5月31日、岡田和生氏とその指示を受けたグループが、TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.の運営するオカダ・マニラの施設に侵入し、施設及び運営を一時不法に占拠していた事件につきましては、刑事事件として、現在もフィリピンの裁判所において審理中です。

〔富士本淳氏に対する株主代表訴訟の判決及びその後の対応〕

当社が開示した2024年4月26日付け「当社代表取締役に対する株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」及び同年5月31日付け「（開示事項の経過）当社元代表取締役に対する対応に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主1名が、当社元代表取締役である富士本淳氏（以下「富士本氏」という。）を被告として提起した株主代表訴訟について、2024年4月25日、東京高等裁判所において、富士本氏の取締役としての善管注意義務違反ないし忠実義務違反を認め、当社に対する賠償責任があるとして、4,349万7,203.80米ドル及びこれに対する遅延損害金の賠償請求を認容する判決（以下「本件控訴審判決」という。）が言い渡されました。富士本氏は、2024年8月30日付けで、当社取締役を辞任しました。

富士本氏は、本件控訴審判決を不服として、2024年5月9日付けにて、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所は、この申立てに対し、2025年2月19日、上告棄却及び上告審として受理しない旨の決定を行いました。

また、当社は、当社株主1名を含む者に対して、当社の名誉を毀損したことを理由として損害賠償

請求訴訟を提起しており、上記株主代表訴訟事件と併合審理されていました。この当社の請求については、第一審において請求棄却の判決が出ており、また本件控訴審判決でも当社の控訴は棄却されたことから、当社は、これについて、最高裁判所に上告受理申立てを行いましたが、これについても、最高裁判所は、2025年2月19日、上告審として受理しない旨の決定を行いました。

なお、当社は、富士本氏の損害賠償債務を認める内容の判決が確定した場合に備えて、2024年5月31日付け「（開示事項の経過）当社元代表取締役に対する対応に関するお知らせ」に記載のとおり、富士本氏に対する債権についての保全措置が適切に行われるよう、タスクフォースを設置し、タスクフォースの助言に基づき、当社の富士本氏に対する損害賠償請求権が保全されるよう、富士本氏が保有する財産のうち、自宅不動産、当社株式、預金、役員報酬等について、債権差押え等による保全措置を講じてきました。本件控訴審判決の確定を受けて、当社は、今後、富士本氏に対する債権について、保全措置を講じていた財産を含め、法令に基づき、回収していくことを予定しております。

また、当社は、こうした事態を受けて、2024年9月13日付け「ガバナンス委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、経営陣の姿勢、コンプライアンスへの意識、及びガバナンス体制が、株主の委託、従業員の信頼と期待、国内外のステークホールダーの信用に応えるに足るものであるかを検証し、これらを改善・向上することを目的として社外取締役2名及び常勤監査役1名から構成されるガバナンス委員会を設立いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 324,820,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 80,195,000株(自己株式2,704,096株を含む) |
| ③ 株主数 | 24,038名(前期末比7,520名増) |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
OKADA HOLDINGS LIMITED	千株 54,452	% 70.26
横塚ヒロ子	2,045	2.63
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM025050002	1,785	2.30
東京短資株式会社	789	1.01
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	785	1.01
ユニバーサル従業員持株会	613	0.79
株式会社北斗	470	0.60
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	469	0.60
ベル投資事業有限責任組合1	372	0.48
INTERACTIVE BROKERS LLC	336	0.43

(注) 1. 当社は、自己株式を2,704,096株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式2,704,096株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

2014年6月26日開催の定時株主総会の決議及び2014年10月31日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権及び2017年9月21日付の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権については、当事業年度中に権利行使期間が終了し、消滅しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

<取締役及び監査役>

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田知裕	経営全般 Okada Holdings Limited 董事
取締役副社長	徳田一	経営企画担当、海外事業管理担当 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役
常務取締役	麻野憲志	管理本部担当、岡田美術館担当 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役 Brontia Limited 取締役
取締役	岡田幸子	海外事業管理担当 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役
取締役	宮永雅好	中央大学ビジネススクール 特任教授
取締役	宮内宏	宮内・水町IT法律事務所 代表弁護士
常勤監査役	矢澤豊	
監査役	鈴木誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長
監査役	金子彰良	仰星監査法人 代表社員 (同)監査D&Iコンソーシアム 代表社員 仰星監査法人 職務執行者 仰星コンサルティング(株) 取締役

- (注) 1. 取締役宮永雅好氏及び宮内宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役矢澤豊氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役鈴木誠氏は公認会計士及び税理士、金子彰良氏は公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役宮永雅好氏及び宮内宏氏、並びに社外監査役矢澤豊氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏を、それぞれ東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
 5. 岡田知裕氏は、2024年9月19日開催の臨時株主総会で取締役に選任され、就任いたしました。また、同氏は、同日開催の臨時取締役会で代表取締役社長に選定され、就任いたしました。
 6. 代表取締役社長岡田知裕氏は、親会社であるOkada Holdings Limitedの董事を兼務しております。

7. 当事業年度中の主な異動は次のとおりです。

氏名	異動前の地位	異動後の地位	異動年月日
徳田 一	取締役	常務取締役	2024年4月1日
	常務取締役	代表取締役社長	2024年4月26日
	代表取締役社長	取締役副社長	2024年9月19日
麻野 憲志	取締役兼CFO	常務取締役兼CFO	2024年4月1日
	常務取締役兼CFO	常務取締役	2024年9月19日
岡田 幸子	取締役	代表取締役	2024年4月26日
	代表取締役	取締役	2024年9月19日
富士本 淳	代表取締役社長兼CEO兼CIO	取締役	2024年4月26日

8. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
富士本 淳	2024年8月30日	辞任	取締役 日本将棋ネットワーク(株) 取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。）及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 補償契約の内容の概要

当社と取締役岡田知裕氏、徳田一氏、麻野憲志氏、岡田幸子氏、宮永雅好氏及び宮内宏氏並びに監査役矢澤豊氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社が各取締役または各監査役に対してその責任を追及する場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の費用や各取締役または各監査役がその職務を行うにつき悪意または重過失があった場合の費用について、当社は補償義務を負わないと等を定めております。

なお、2024年8月30日をもって取締役を辞任いたしました富士本淳氏とも、同様の補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、1年ごとに更新しております。当該契約の次回更新時においても同内容での更新を予定しております。その他の役員等賠償責任保険契約の概要は、以下のとおりであります。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に起因して、株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害について、填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、以下の損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

・当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の額(百万円)			支給額 (百万円)
		固定報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	874 (42)	— (—)	— (—)	874 (42)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	38 (38)	— (—)	— (—)	38 (38)
合計	10	912	—	—	912

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額20億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）と決議いただいており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）であります。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1998年3月26日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。
4. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役の人員と相違しておりますのは、2024年8月30日付けで退任した取締役1名が含まれているためであります。

⑥ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、2021年3月16日付けで、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。その概要は、次のとおりです。

取締役の報酬は、株主総会での決議の範囲内で、毎月定額で支給する金銭のみとし、基本報酬部分と前事業年度の業績等を踏まえて決定する部分（以下「業績関連部分」という。）から構成します。

基本報酬部分は、前年の報酬額に役割及び職責等に応じて決定する係数を乗じて得られた金額又は取締役会が別途決定する額とします。業績関連部分は、前事業年度の連結経常利益に役割及び職責等に応じて取締役会が決定する係数を乗じて得られた金額とします。

基本報酬部分と業績関連部分の、取締役の個人別の報酬の額に占める割合は、役割及び職責等に応じて取締役会が決定するものとします。取締役会は、取締役の報酬の基本報酬部分及び業績関連部分を算出するための係数（基本報酬部分の金額を別途決定する場合は、その金額を含み、以下「係数等」という。）を決定した上で、取締役の報酬の具体的な算定を代表取締役社長に一任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内におい

て、取締役会が決定した本方針に従い、取締役会が決定した係数等を用いて、取締役の個人別の報酬を決定する権限を有します。

なお、取締役の個人別の報酬等の具体的な算定は、取締役会における合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役による決定が適していると考えられるため、取締役会は、上記決定方針に従い、係数等を決定した上で、代表取締役社長岡田知裕（担当：経営全般）に対し、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定を委任し、同氏がこれを決定いたしました。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認し、上記の方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会での決議の範囲内で監査役会において監査役の協議により決定しております。

⑦ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
当事業年度では該当ありません。

⑧ 社外役員に関する事項（2024年12月31日現在）
1) 社外取締役の兼務の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
宮永雅好	中央大学ビジネススクール 特任教授	特別の関係はありません。
宮内宏	宮内・水町IT法律事務所 代表弁護士	特別の関係はありません。

2) 社外監査役の兼務の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
矢澤豊		特別の関係はありません。
鈴木誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長	特別の関係はありません。
金子彰良	仰星監査法人 代表社員 (同)監査D&Iコンソーシアム 代表社員 仰星監査法人 職務執行者 仰星コンサルティング(株) 取締役	特別の関係はありません。

3) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関する概要
宮永雅好	取締役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに出席し、主に経営学、企業財務の専門的見地から発言を行っております。また、取締役会への出席だけではなく、独立役員間で意見交換会を行い、その結果を業務執行取締役への助言・監督に繋げ、また、コーポレートガバナンス報告書の内容に関して積極的に助言を行い、その充実に寄与するなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。なお、2024年5月に設置したタスクフォースにおいては、構成メンバーとして対象事案の損害賠償請求権における保全措置が適切に行われるよう監督機能を担っております。また、2024年9月に設置したガバナンス委員会に構成メンバーとして出席し、積極的な審議に参画しております。
宮内宏	取締役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに出席し、主に弁護士及びIT専門家として専門的見地から発言を行っております。また、取締役会への出席だけではなく、独立役員間で意見交換会を行い、その結果を業務執行取締役への助言・監督に繋げるなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。なお、2024年5月に設置したタスクフォースにおいては、構成メンバーとして対象事案の損害賠償請求権における保全措置が適切に行われるよう監督機能を担っております。また、2024年9月に設置したガバナンス委員会に構成メンバーとして出席し、積極的な審議に参画しております。
矢澤豊	監査役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに出席、また監査役会においては17回のうち全てに出席し、主に英國法廷弁護士としての専門的見地から発言を行っております。なお、2024年5月に設置したタスクフォースにおいては、構成メンバーとして対象事案の損害賠償請求権における保全措置が適切に行われるよう監督機能を担っております。また、2024年9月に設置したガバナンス委員会に構成メンバーとして出席し、積極的な審議に参画しております。
鈴木誠	監査役	当事業年度に開催された取締役会21回の20回に出席、また監査役会においては17回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。なお、2024年5月に設置したタスクフォースにおいては、構成メンバーとして対象事案の損害賠償請求権における保全措置が適切に行われるよう監督機能を担っております。
金子彰良	監査役	当事業年度に開催された取締役会21回の20回に出席、また監査役会においては17回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。なお、2024年5月に設置したタスクフォースにおいては、構成メンバーとして対象事案の損害賠償請求権における保全措置が適切に行われるよう監督機能を担っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

当監査事業人の年度報酬等に係る会の合計額	支 払 頃 合 計
当社及び子会社の支払財額	102百万円
当うべき金銭その他の合計額	102百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるTIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.及びUE RESORTS INTERNATIONAL, INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	78,856	流動負債	43,341
現金及び預金	23,795	支払手形及び買掛金	6,290
受取手形及び売掛金	5,804	1年内返済予定の長期借入金	948
有価証券	279	未払金	6,020
商品及び製品	2,453	未払費用	9,709
仕掛け品	17,952	未払法人税等	43
原材料及び貯蔵品	12,944	賞与引当金	93
その他の	16,481	その他の	20,234
貸倒引当金	△854		
固定資産	553,082	固定負債	219,723
有形固定資産	457,209	社債	62,913
建物及び構築物	359,800	長期借入金	62,152
機械装置及び運搬具	22,927	退職給付に係る負債	1,099
リース資産	51,515	関係会社長期預り金	14,233
土地	7,732	リース債務	61,420
建設仮勘定	9,665	繰延税金負債	15,326
その他の	5,568	その他の	2,576
無形固定資産	2,041	負債合計	263,064
その他の	2,041		
投資その他の資産	93,830	純資産の部	
投資有価証券	10,250	株主資本	354,241
長期貸付金	9,490	資本剰余金	98
長期預け金	9,735	利益剰余金	18,828
関係会社長期預け金	38,351	自己株式	342,614
関係会社長期未収入金	9,967	その他の包括利益累計額	△7,298
繰延税金資産	4,216	その他有価証券評価差額金	15,489
その他の	16,860	為替換算調整勘定	△32
貸倒引当金	△5,041	退職給付に係る調整累計額	15,693
繰延資産	857	純資産合計	369,731
資産合計	632,795	負債・純資産合計	632,795

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科 目		金 額
売 売 上 原 高 価 利 益 益		126,328
販 費 及 び 一 般 管 理 利 益 益		51,225
営 業 外 収 益 息 金 益 益		75,102
受 受 為 持 そ 分 法 に よ る の の 息 金 益 益		72,077
営 業 外 取 替 用 利 息 金 益 益		3,024
業 外 取 配 利 息 金 益 益	1,074	
業 外 支 手 利 息 金 益 益	27	
業 外 支 手 差 投 資 利 息 金 益 益	11,263	
業 外 支 手 投 資 利 息 金 益 益	9	
業 外 支 手 投 資 利 息 金 益 益	582	
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益		12,957
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益	6,265	
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益	13,163	
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益	12	
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益	41	
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益	2,098	
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益		21,581
業 外 支 手 用 利 息 金 益 益		△5,599
特 別 別 常 常 別 別 損 利 益 (△)		
固 定 資 産 売 却 益 益	104	
新 株 予 約 権 戻 入 益 益	51	
特 別 別 固 定 資 産 除 売 却 損 損		156
固 定 資 産 除 売 却 損 損	18	
投 資 有 價 証 券 評 價 値 損 損	81	
関 係 会 社 株 式 評 價 値 損 損	149	
海 外 投 資 損 損	1,099	
減 そ の の 損 損	34	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	16	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,399
法 人 税 等 調 整 額		△6,842
当 期 純 損 失 (△)	116	
親 会 社 株 主 に 歸 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	8,610	
		8,727
		△15,569
		△15,569

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
2024年1月1日残高	98	18,828	364,273	△7,298		375,900
連結会計年度中の変動額						
剩 余 金 の 配 当			△2,324			△2,324
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△15,569			△15,569
連 結 範 囲 の 変 動			△3,764			△3,764
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△21,659	—		△21,659
2024年12月31日残高	98	18,828	342,614	△7,298		354,241

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 约 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年1月1日残高	△20	12,620	△163	12,436	51		388,388
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△2,324
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△15,569
連 結 範 囲 の 変 動							△3,764
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△12	3,073	△6	3,053	△51		3,002
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△12	3,073	△6	3,053	△51		△18,657
2024年12月31日残高	△32	15,693	△170	15,489	—		369,731

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	55,243	流動負債	26,200
現金及び預金	8,497	支払手形	3,553
受取手形	1,666	買掛金	2,352
売掛金	2,857	短期借入金	8,850
商品及び製品	301	未払金	3,342
仕掛品	17,952	未払費用	3,252
原材料及び貯蔵品	12,861	未払法人税等	40
前渡金	3,975	賞与引当金	91
前払費用	1,034	その他	4,719
短期貸付金	4,247	固定負債	96,400
その他の貸倒引当金	2,000	社債	62,913
	△151	関係会社長期預り金	17,111
固定資産	418,835	繰延税金負債	15,326
有形固定資産	18,003	資産除去債務	609
建物	7,360	その他の	440
構築物	313	負債合計	122,601
機械及び装置	661	純資産の部	
工具、器具及び備品	3,772	株主資本	352,335
土地	5,892	資本金	98
その他の	4	資本剰余金	20,260
無形固定資産	714	資本準備金	7,503
ソフトウェア	554	その他資本剰余金	12,757
その他の	159	利益剰余金	339,275
投資その他資産	400,117	利益準備金	861
投資有価証券	80	その他利益剰余金	338,414
関係会社株式	224,921	別途積立金	90,000
長期貸付金	9,490	繰越利益剰余金	248,414
関係会社長期立替金	142,199	自己株式	△7,298
長期預け金	3,511	純資産合計	352,335
関係会社長期預け金	18,333	負債・純資産合計	474,936
その他の	3,051		
貸倒引当金	△1,470		
繰延資産	857		
資産合計	474,936		

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目						金	額
売 売 上 原 高 価 利 益							45,730
売 売 上 原 総 管 理 費							24,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							21,034
営 営 業 利 益							20,055
當 営 業 外 収 益						112	979
受 受 取 取 利 当 息 金 益 他						9	
為 取 替 差 息 金 益 他						8,649	
そ の 他						466	
當 営 業 外 費 用 息 金							9,237
支 社 債 債 行 費 利 息 金						146	
社 社 支 払 発 行 手 費 利 息 金						13,163	
支 貸 倒 引 当 金 繰 入 債 利 息 金						379	
そ の 他						12	
經 常 損 失 (△)						55	
特 別 利 益						30	
固 定 資 産 売 却 益							13,789
新 株 予 約 権 戻 入 益							
特 別 別 損 失							△3,573
固 定 資 産 売 却 損							
投 資 有 價 証 券 評 價 損							
関 係 会 社 株 式 評 價 損							
減 損							
そ の 他							
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)							289
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税							
法 人 税 等 調 整 額						39	
当 期 純 損 失 (△)						8,021	
							8,060
							△11,868

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準	備 本 金	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準	備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
2024年1月1日残高	98	7,503	12,757		20,260	861	90,000	262,607	353,469
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△2,324	△2,324
当期純損失(△)								△11,868	△11,868
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△14,193	△14,193
2024年12月31日残高	98	7,503	12,757		20,260	861	90,000	248,414	339,275

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年1月1日残高	△7,298	366,528	△63	△63	51	366,516
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,324				△2,324
当期純損失(△)		△11,868				△11,868
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			63	63	△51	12
事業年度中の変動額合計	—	△14,193	63	63	△51	△14,181
2024年12月31日残高	△7,298	352,335	—	—	—	352,335

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

取締役会 御中

UHY 東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士 谷 田 修 一
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 鹿 目 達 也
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 安 河 内 明
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバーサルエンターテインメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士 谷 田 修 一
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 鹿 目 達 也
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 安 河 内 明
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの2024年1月1日から2024年12月31までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、国内子会社については取締役と、主要な海外子会社については当社の取締役会において担当取締役から定期的に事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、海外子会社の内部監査部門から、実施した監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその国内外子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従

って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに、適切な監査の確保に向けて会計監査人の選定及び評価基準項目、関連する確認・留意すべき事項を設定し、評価を実施いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

なお、監査役会は、事業報告に記載の、富士本氏に対する債権の保全措置が適切に行われること、並びにガバナンス委員会の活動や、その提言を受けた経営陣の姿勢、コンプライアンスへの意識、及びガバナンス体制の改善・向上に向けた取り組みについて、注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント 監査役会
 社外監査役 矢澤 豊 印
 (常勤監査役)
 社外監査役 鈴木 誠 印
 社外監査役 金子彰良 印

以上

株主総会会場のご案内

会 場 東京都港区台場二丁目 6 番 1 号
グランドニッコー東京 台場 地下 1 階 パレロワイヤル
電話 03-5500-6711 (代表)
最 寄 駅 • ゆりかもめ「台場」駅下車 徒歩 1 分
• りんかい線「東京テレポート」駅下車 出口 B 徒歩 10 分



◎駐車場のご用意がございませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。